

○災害時における物資供給等の協力に関する協定書

大洲市(以下「甲」という。)と株式会社オズメッセ(以下「乙」という。)は、地震、風水害、土砂災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)における物資の供給、避難場所の提供及び避難住民の受入れ等の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等において、甲及び乙が相互に協力して、物資の安定供給等を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

(協定事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力の内容)

第3条 甲は、災害時等において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙にて調達可能な物資の供給に関すること。
- (2) 乙の保有する施設における避難住民の受入れに関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項に関すること。

(要請の方法)

第4条 前条の要請は、「要請書」(様式第1号)により行うものとする。ただし、甲は、要請書をもって要請する時間的な余裕がないときは、電話等で要請し、その後速やかに乙に要請書を交付するものとする。

(協力の範囲)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努め、避難住民の受入れ等に対する協力を積極的に行うものとする。ただし、乙の業務復旧を優先する場合においては、この限りでない。

2 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

3 甲が乙に要請する避難住民の受入れ等は、乙の受入れ等が可能な場合とし、場所等については、乙が指定する。

(活動報告)

第6条 乙は、前条の活動を実施した場合は、速やかにその実施状況を活動報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(費用の負担等)

第7条 第3条に規定する協力要請事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

3 前項で決定した費用については、乙の請求により、甲が支払うものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 この本協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲及び乙のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(この協定に定めなき事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年2月9日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

乙 愛媛県大洲市東大洲1596番地
株式会社オズメッセ
代表取締役

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

大洲市長 様

株式会社オズメッセ 代表取締役 ㊟

活 動 報 告 書

災害時における物資供給等の協力に関する協定書に基づき、以下のとおり活動しましたので報告します。

記

【1 提供物資】

(提供店舗等:)

提供日	品目	数量	提供先	備考
年 月 日				
年 月 日				

※提供店舗毎に記入。別紙可。

【2 避難住民の受入れ】

受入施設名	受入期間	受入人数
	年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分	人
	年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分	人

※別紙可。